

新宿区教育委員会会議録

平成18年第7回定例会

平成18年7月7日

新宿区教育委員会

## 平成18年第7回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成18年7月7日(金)

開会 午後 2時10分

閉会 午後 3時54分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	内 藤 頼 誼	委 員	櫻 井 美 紀 子
委 員	熊 谷 洋 一	委 員	木 島 富 士 雄
教 育 長	金 子 良 江		

#### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	教 育 政 策 課 長	渡 部 優 子
教 育 指 導 課 長	木 下 川 肇	教 育 環 境 整 備 課 長	小 池 勇 士
学 校 運 営 課 長	杉 原 純	副 参 事	山 田 秀 之
生 涯 学 習 振 興 課 長	本 間 正 己	生 涯 学 習 財 団 担 当 課 長	小 野 寺 孝 次
審 議 会 委 員 長	山 田 道 紀		

### 書記

教 育 政 策 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教 育 政 策 課 管 理 係	岩 崎 鉄 次 郎		

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第36号 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第37号 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則

### 協議

- 1 平成19年度使用文部科学省著作教科書及び107条図書採択について（教育指導課長）

### 報告

- 1 平成18年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 津久戸小学校耐震補強工事について（教育環境整備課長）
- 3 第3回西戸山地区中学校統合協議会について（教育環境整備課長）
- 4 北新宿社会教育会館耐震補強工事について（生涯学習振興課長）
- 5 西戸山社会教育会館のアスベスト除去工事の実施について（生涯学習振興課長）
- 6 指定管理者の事業計画書について（生涯学習振興課長）
- 7 教え上手な先生あり方検討会の審議経過報告について（教育指導課長）
- 8 東京都における平成17年度児童・生徒の学力向上を図るための調査報告について（教育指導課長）
- 9 警察と学校の相互連絡制度について（口頭）（教育指導課長）
- 10 その他

開 会

内藤委員長 ただいまから、平成18年新宿区教育委員会第7回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、櫻井委員にお願いします。

櫻井委員 はい。

議案第36号 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する  
規則

内藤委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第36号 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。

議案第36号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 「議案第36号 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由といたしましては、区長が行う情報公開事務に関する規則の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

それでは、説明させていただきます。お手元の資料の新旧対照表をごらんください。

まず、1点目でございます。現行と改正案がございますけれども、現行のところと違うところは、文書管理基準表が今までは、文書管理システムが平成16年度から開始されて、それが定着したことによりまして、文書管理基準表ではなくて文書管理システムから打ち出した簿冊管理簿及び文書目録にかえたものでございます。改正案のその他というのは、いまだ一部ファイリングシステムが残っておりますので、文書管理基準表をその他というふうに位置づけて、文書管理システムにかえたというものでございます。

次に、備考欄でございます。別表は特に変わってございません。備考欄で、現行がA3判を超えるものの写しについてはA3判に換算した枚数分の金額とし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとなっておりますけれども、これは今までも実際には適用してございませんでしたので、それを整理しまして、左のようにA3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定するというだけにとどめたものでございます。

2項については、追加でございます。写しを両面印刷により作成した場合には、片面を1枚として算定すると。これについては、従前なかったものを、きちっと明確にしたというものでございます。

次のページをお開きください。

様式も改正してございます。第2号様式の現行と改正案が裏表になってございます。これにつきましては、公文書公開決定通知書の中の様式を、下の表の中の下線の部分でございますけれども、請求に係る公文書の名称の中に「決定の対象となる公文書の名称」を入れるというところがかえたところでございます。それから、その下の公開の日時でございますけれども、改正前につきましては、公開の日時に年月日と実際の時間が入ってございましたけれども、これをすべて空欄にしてございます。この理由でございますけれども、請求者が公開文書を公文書公開請求する際、請求者が各文書名と正式な公文書名が違うことが多い。要は、その請求者が請求するときに、正式文書、公文書の名前がわかりませんので、それは書いたものをそのまま正式名としないのが普通でございます。そういう意味では、教育委員会が決定したときに、ちゃんとした公文書で書くようにということで、これを改正させていただいたものでございます。

公開の日時でございますが、通常、郵送請求、あるいは郵送交付の場合もでございますけれども、その場合は作成費用の振り込みを確認してから交付することになってございますので、そういう意味では、まだ郵送交付の場合は具体的な日時が特定できません。それにもかかわらず公開の日時を書いてございますので、それを空欄にさせていただいたということでございます。郵送の場合も、あるいは来庁の場合も両方使えるようにということで、こういうふうにさせていただいたということでございます。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

文書管理システムにかわったんだから、この13条は当然の改正として、非常に細かいことで恐縮ですが、この備考のA3判、つまり1円未満の端数というのは発生しないということですか。

どうぞ。

教育政策課長 A3判に完全に換算できるものについては発生しませんけれども、違う、例えばB4判とかB2判とかについては発生することがございますけれども、それはもう算定しないということでございます。

内藤委員長 よくわからないです、どうなるのか。

しかし、A3というのは相当大きいよね。A3を超えるというのは相当大きい判ですよ。

教育政策課長 実際には、そんなに大きいのは、多分建築関係で青焼きを使うぐらいしかないんですけども、例えば今の役所に入っているコピーの中で、そんなに大きなものを印刷できるものはありませんので、実際には余り事実としてはなかったと。

内藤委員長 ほかに御意見、質問等ございますか。

では、よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第36号 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第36号は原案のとおり決定いたしました。

議案第37号 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則

内藤委員長 次に「日程第2 議案第37号 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。

議案第37号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第37号でございます。「教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございますけれども、新宿区個人情報保護条例の一部改正に伴い所要の改正を行うとともに、規定を整備する必要があるためでございます。

これにつきましても、新旧対照表をごらんください。

まず、1点目でございますけれども、現行と改正案のところで、10条の(1)でございます。(1)の現行で、「この条例の」となっておりますけれども、改正案については「この」を除いてございます。文言整理でございます。一般的にはこのような言い方はしないということで、今回文言整理をさせていただいたものでございます。

そのずっと下の第10条の2でございます。これは加筆でございます。今までなかったものでございますが、このたび労働者派遣制度の活用ということで通知が総務部長から来てございまして、その労働者派遣制度の活用について、きちっと目的と認められる範囲と、それが

ら運営手段、手法として活用する場合と、そういうことがきちっと決められてございます。そのときに特に留意すべき事項として、個人情報保護条例との関係を留意しなさいということがございましたものですから、これをもととの区の条例を改正し、その条例に基づいて規則ができてございますので、その規則を改正するものということでございます。

これは全く加筆でございますので、読ませていただきます。

派遣労働者による事務の従事に伴う手続ということでは、第10条の2、「派遣労働者に事務を行わせようとするときは、条例の趣旨に沿った個人情報保護に係る事項を遵守する旨を明記した誓約書その他これに類する書類（以下「誓約書等」という。）を提出させなければならない。ただし、派遣労働者が行う事務の内容又は性質により、誓約書等を提出させる必要がないと教育委員会が特に認めたときは、この限りではない。」

2項、「派遣労働者に事務を行わせようとするときは、条例の趣旨に沿った個人情報の取扱いについて、研修を行わなければならない。」

これは、条例に明記されているところを教育委員会の規則に落としたものでございます。これが追加のところでございます。

その次に、第12条の5項でございます。

「条例第25条第2項の実施機関が定める書類とは、次に掲げる書類とする。」この第25条というのは、開示請求とか訂正請求とか利用停止の請求者については、氏名、住所、文書等を書くわけでございますが、そのほかに次の書類を実施機関に提出することとなっております。その中に、その次の書類ということを実施機関がきちんと定めなさいという条例になってございますので、その実施機関である教育委員会が定めたものでございます。

(1)と(2)のものがそうでございます。(1)でございますが、「訂正請求にあっては、当該請求に係る内容が事実と合致することを証明する書類」を出しなさいと。訂正請求するときにつきましては、請求内容が客観的に事実であることを証明するものが必要ですよという、それを出しなさいという(1)でございます。(2)でございますが、「前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類」について出しなさいということが、5項のところを書いてございます。

次に、第14条の4項でございます。

この項につきましては、条例第27条第3項の実施機関が定める事項とは、次に掲げる事項とすると。この27条につきましては、訂正請求によって訂正または訂正しないということを実施機関が決めるわけでございますが、そのときには、実施機関が定める事項をちゃんと通

知しなさいということが27条に書いてございます。そこを受けまして、実施機関が定める事項とは次の(1)と(2)ですよということを記載したものでございます。

(1)でございますが、「訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行う場合には、当該保有個人情報の利用目的。ただし、条例第5条第4項第2号から第4号までに該当する場合は、この限りではない」という、この個人情報の訂正をする場合には、個人情報の教育委員会の利用目的をちゃんと通知しなさいということでございますけれども、ただし、この中身で、次の3つの場合についてはこの限りではないということでございます。

この3つの場合というのは、1つ目が、利用目的を本人に明示することによって本人または第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害するおそれがあるときでございます。2つ目につきましては、利用目的を本人に命ずることによって、事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすことがあること。3つ目は収集の状況から見て利用目的が明らかであると認められたとき。この3つに限っては、この限りではないというただし書きがついてございます。

次に5項でございますが、5項の(1)、「利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行う場合には、当該保有個人情報の利用目的及び利用停止の方法。ただし、条例第5条第4項第2号から第4号までに該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。」これは全く、今お話したものと同じ3点のところ、「この限りではない」の中身でございます。

続きまして、第11号様式から第13号様式、第15号様式、第17号様式及び第19号様式の改正点でございます。次のページをおめくりください。

第11号様式、12号様式、13号様式はすべて同じでございます。これは条例改正による様式改正でございますので、現行と改正案のところ、「請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他保有個人」を追加するというので、より明確にしたということでございます。

次に3枚おめくりいただきまして、様式の15と17と19については同じでございますけれども、現行と改正案でございます。改正案の方を見ていただきますと、四角の中の3つ目でございます。「新宿区教育委員会における当該情報の利用の目的」、これは「新宿区教育委員会における」というものを追記したものでございます。その理由でございますけれども、開示請求等で請求者が理由目的を書きますけれども、それは請求者本人の利用目的でございます。あくまでも教育委員会の利用目的は違うわけでございますけれども、通知の方には教



育委員会の利用目的をちゃんと書きなさいということのために、これを追記したということ  
でございます。17、19号様式も同じでございます。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

どうぞ。

櫻井委員 余り、質問するほどよくわかっていないんですけれども、では、本人の利用目的  
というのは書かなくてよくなったわけですか。

教育政策課長 本人の利用目的は、通知ではなくて請求書の用紙がございますので、その方  
に書くということでございます。

櫻井委員 はい。

内藤委員長 つまり、決定通知書というのは教育委員会から。その前に請求者から自己情報  
を訂正しろ、ないしは利用停止しろ、あるいは開示しろという請求書が来るから、利用目的  
というのは、請求する方が。請求の趣旨がね。請求の趣旨及び理由というところですよ。

櫻井委員 今までこれで通していたということは、結局、見当外れな項目があったというこ  
とですか。

教育政策課長 これにつきましては、今までも教育委員会の情報の利用目的を書いていたん  
ですけれども、これがなかなか徹底されないというか間違えるものですから、そういう意味  
では、これを書くことによってきちんと明確にしたということでございます。今までの書き  
方そのものが違っているわけではございませんけれども、これを書くことによって明確にし  
たということでございます。

内藤委員長 参考配付の方の紙に入っているんだけど、個人情報保護条例そのものの方  
なんです、この第5条の4項の(4)かな。「収集の状況から見て利用目的が明らかであ  
ると認められるとき」とありますが、これは具体的にはどういうことを指しているんですか。

つまり、情報というものは収集時、言わば入り口ですよ、入り口によって出口も心配な  
いということはあるのか。この辺がちょっと。収集の状況から見て利用目的が明らかである  
というケースはどのようなケースなのか。

教育政策課長 例えば、申請する行為そのものが区の実施機関、例えばどこかの施設を借り  
たいというふうに申請いたします。そのときには、申請者行為そのものは本人の意思に基づ  
いて申請するわけですので、これは利用目的が明らかだということがわかるわけです。本人  
もわかっているし、受けた方もわかっていると。そういう状況の場合を言うということでご

ざいます。

内藤委員長 いや、ごめんなさい。最初に何ておっしゃったんですか。ちょっとごめんなさい。

教育政策課長 例えば、施設を利用するということがございませう。

内藤委員長 施設ね、はい。

教育政策課長 ささまざまな施設がございませうが、その施設利用をするときに施設の利用申請を書きませう。そのときには、こういう理由でこういうものを借りたいということで、自分の住所と名前を書くわけですのう、そのときにはお互いに出す方も受ける方もその利用目的がわかっているわけですのう、そういう場合を指すということがございませう。

内藤委員長 なるほどね。わかりませう。わかりませうが、例えば図書館で本を借り出す場合に、どういう傾向の本をずっと借りているかとか、それは収集の状況から見て図書を借り出すという利用目的は明らかなんだけれども、爆弾製造法とかそういう本をやたら借りているとか、情報というのは幾らでも利用できると思うんだよね。だから、ちょっとこれは個人情報保護条例そのものの方ですが、若干、これは情報に対する扱いとしては疑問があるように疑問を呈しておきませう。

ほかに御質問、御意見がございませうか。

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたしませう。

「議案第37号 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第37号は原案のとおり決定いたしませう。

以上で、本日の議事は終了いたしませう。

協議1 平成19年度使用文部科学省著作教科書及び107条図書採択について

内藤委員長 次に、協議に入ります。

本日は、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書審議委員会委員長に出席を要請し、おいでいただいておりますので、御承知おきください。

それでは、「協議 1 平成 19 年度使用文部科学省著作教科書及び 107 条図書採択について」を協議します。

では、協議 1 の説明を教育指導課長からお願いします。

教育指導課長 では、答申の写しをごらんください。

これは、5月23日に平成19年度新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書、いわゆる文部科学省著作教科書及び107条図書の採択につきまして、審議委員会を設けて審議するよという御指示がございました。それに基づいて審議を行い、7月3日の審議委員会で諮問に対する答申をしたところでございます。まず、読み上げさせていただきます。

答申。

本委員会は、平成18年5月23日、貴委員会からの諮問を受け、平成19年度新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）の採択に際し、採択の対象となる全ての教科用図書について調査審議を行いました。その結果を別紙のとおりまとめましたので、ここに答申いたします。

平成18年7月3日。

新宿区教育委員会様。

教科用図書審議委員会委員長、山田道紀。

それでは、資料をごらんください。

この資料は、まず、小学校心身障害学級及び養護学校小学部で使用する文部科学省著作教科書に、次に小学校心身障害学級及び養護学校小学部で使用する107条図書の一覧が教科ごとに続きます。これら107条図書は、当該学年の検定教科書や下学年用教科書、文部科学省著作教科書が、障害の状態により、その子どもに適さない場合採択することができる絵本等の一般図書です。ここには、学校から採択希望が出たものに加えて、この心身障害教育教科書調査研究資料に掲載されているすべての一般図書をお示ししてございます。

新宿区では、昨年より学校から採択希望の出たものに、この調査研究資料を加えたすべての図書について調査研究し、より子どもの状況に応じた教科書を配付できるように改めました。つまり、学校教育法第107条に基づき、学校ごとに1人1人の児童・生徒の実態に応じた教科書を個別に採択候補を挙げてもらい、その教科書について調査研究を行い、教育委員会で採択しておりましたが、より児童・生徒の状態に応じた教科書を配付することができる

ように変更したものです。なお、これらのうち太線で囲んである図書が新宿区立の学校から希望が上がっているものでございます。学校教育法 107 条に基づき、学校ごとに 1 人 1 人の児童・生徒の実態に応じた教科書を、個別に採択候補を挙げてもらうのは同様でございますが、文部科学省著作教科書及び東京都教育委員会が発行している、これらの調査研究資料の中にある一般図書を加えて答申いたしますので、どうぞ、その点を踏まえて、御協議いただきとう存じます。

そのことによるメリットは、大きく 2 つございます。1 つは、児童・生徒の障害の状況が採択時と配付時期とで著しく異なる場合に、その子に応じた教科書を配付することができることです。2 つ目は新宿区立学校の心身障害学級に転入及び入学、編入した児童・生徒に、障害等の状況に応じた教科書を、速やかに配付することが可能になるということでございます。

以下、中学校心身障害学級及び養護学校中学部で使用する教科用図書についても同様でございます。

私の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

内藤委員長 説明が終わりました。

審議委員会の山田委員長がお見えになっていますが、審議委員会の審議内容、議論になった点などについて、また、御意見等があればお聞かせいただきたいと思えます。

山田審議委員長 審議委員長の山田です。

6 名の委員で審議いたしました。審議内容等について説明いたします。

まず、第一に、教科書採択の流れを確認いたしました。特に、本年度は、先ほど説明いたしましたように、新宿区立学校の心身障害児学級及び養護学校に入学、転入、編入、在学するすべての児童・生徒の障害の状況に応じた教科用図書を採択するという考え方にのっとり、その方針の改善によりメリットについて理解を深め、審議いたしました。次に、各学校から挙がってまいりました採択希望図書は、すべてこの心身障害教育教科書調査研究資料に掲載されているものであることを確認いたしました。したがって、採択要綱にありますように、特別な調査研究を必要としませんでしたので、2 回目以降の調査委員会を開催する必要がありませんでした。

なお、この調査資料に載っている図書は、障害のある児童・生徒にとって効果的な図書であると確認してございます。先ほどの説明の繰り返しとなりますが、太い線で囲まれた図書は、新宿区立小・中・養護学校から採択希望として挙がっているものです。また、太線のな

い本についても、新入学、編入、転入した児童・生徒の変容の著しい児童・生徒に、速やかにその子の障害の状況に応じた教科用図書を配付できるように採択希望として挙げているものです。

以上で、説明を終わります。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは、前にこの教育委員会でも諮ったことなんですね。それで、今の審議委員会の山田委員長のお話のとおりで、採択希望が出ている教科書はもちろんのことですが、都教委の一般図書と言うんですか、これを幅広く、要するに採択し得る対象としてプールしておいて、そこから、例えば転入してきた児童とかに即応できるようにしておこうという、これはことしからですよ、確か。昨年からですか。ということで、私は結構なことだと思いますが、いかがでしょう。

櫻井委員 いいことだと思うんですが、例えば予算的にというか経費的には大分違って来ますか。

教育指導課長 お子様たちの数が、そんなに多いということではございませんので、予算的には特に問題は生じてございません。

内藤委員長 いかがでしょう。よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、協議 1 については終了します。

以上で本日の協議は終了いたします。

- 報告 1 平成 18 年第 2 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
- 報告 2 津久戸小学校耐震補強工事について
- 報告 3 第 3 回西戸山地区中学校統合協議会について
- 報告 4 北新宿社会教育会館耐震補強工事について
- 報告 5 西戸山社会教育会館のアスベスト除去工事の実施について
- 報告 6 指定管理者の事業計画書について
- 報告 7 教え上手な先生あり方検討会の審議経過報告について
- 報告 8 東京都における平成 17 年度児童・生徒の学力向上を図るための調査報告について
- 報告 9 警察と学校の相互連絡制度について

## 報告 10 その他

内藤委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告 1 から報告 9 までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

次長 それでは、最初に、18年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について、概略を説明させていただきます。9ページまでありますので、多少走りますけれども。

一応1ページから。日本共産党新宿区議会議員団代表質問です。これは、教育基本法についてということで、区立の学校で愛国心を評価している学校があるかと。愛国心が盛り込まれる教育基本法改正案に対する見解はということです。

これは区長の方からも答弁しておりまして、そこに要旨記載がございますけれども、区長も、児童・生徒の愛国心という心の内面を評価することはいかなものかと考えているという、これは国会の審議の中で小泉首相が答弁したような中身と同様なんですけれども、そういうことを区長も言っています。今後も引き続き国会における議論の推移を注意深く見守っていきたいと。

教育長の方からは、新宿区立学校で通知表の評価項目の一部に「歴史と政治・国際関係に関心をもって意欲的に調べ、国に対する愛情をもとうとする」という表現を使用している小学校が1校あったと。これは御存知のとおり、学習指導要領の中にそういう項目があるわけです。国を愛する心情だけを取り上げて、内心に立ち入って評価をしている学校はないと。こういう答弁です。それと、教育基本法改正案は、教育委員会としても国会で基本的・根本的な議論が十分に尽くされるよう期待したいと考えると、こういうふうに答えています。

次に、(仮称)四谷子ども園についてということで、区直営の施設として区が責任を持って運営することが何よりも必要ではないかと。あと、区独自の幼保一元化施設の基準を明記した条例とし、水準を確保すべきではないかと。入所基準はどうか、保育料の考えは、あと給食についても、委託の方向が出されておりますので、民間委託にすべきではないという立場での質問。それと、認定子ども園にする必要がないのではというようなことも、あわせて質問されております。

教育長の答弁でございますけれども、この施設は、0歳から就学前までの一貫した保育・教育を行うとともに、就学前の子どもであれば、だれもが同じ環境のもとで保育・教育を受けられることを目的とした施設であり、17年10月の政策経営会議で教育委員会が所管することが決定しております。この決定を踏まえ、教育委員会が区長部局と一体となり責任を持っ

て運営していくと。幼稚園の部分は、当然教育委員会の所管なんですけれども、今回、保育所に相当する部分も入っているというようなことで、それを含めて教育委員会が所管すると、そういう区の決定が行われているわけです。

2 ページ目の方ですけれども、設置条例については、平成18年の第3 回定例区議会に、区長から提案させていただくと。いわゆる9月議会ということで、今、その準備で大詰めの段階になっています。この条例制定とあわせて、保育園・幼稚園の認可を取得するので、現行の保育園・幼稚園の水準は、当然維持していくと。ここで言っていることは、それぞれ保育園と幼稚園の施設を引きずっているわけなんですけれども、新しい幼保一元化施設においても、幼稚園と保育園の認可をそれぞれ取るということなんですね。ですから、それを取って、後で言っていますけれども、子ども園としての認定も受けると。そういう構えであります。

次に、1歳から3歳までは「保育を要する」児童。「保育に欠ける」と従来言っているんですけれども、「保育を要する」という。そういうことをここで打ち出しています。「欠ける」よりも幾分弾力的なのは「保育を要する」、そういう言葉なんですね。4、5歳は「保育を希望する」児童を入園の要件とすることを予定している。現在、1歳から3歳までの「保育を要する」、ちなみにこれは0歳もあるんですけれども、0歳については「保育に欠ける」という要件にしているわけです。1歳から3歳までは「保育を要する」。「保育に欠ける」を緩和することを検討しています。そのため、同時に入園の申し込みがあれば、「保育に欠ける」児童が「保育を要する」児童に優先して入園できるようにしていくと。「保育を要する」ということを要件にしているんですけれども、「保育に欠ける」児童がいれば、そちらが優先する。そういう考え方です。

繰り返しますけれども、4歳、5歳は今までの幼稚園部門ですけれども、これは「保育を希望する」ということですから優先順位はつけない、こういうことです。次にそのことを書いてありますけれども、4、5歳児については、希望すれば、だれもが入園できる施設。ただし、定員を超えれば抽選になります。

次に保育料について、 の部分ですけれども、保育料の額については現行の認可保育園・認可幼稚園との均衡を確保しつつ決定していくと。

のところで給食について言っています。給食については、調理業務の中の作業の部分を委託するものであり、献立の作成や食材の発注等は従来どおり。これは小学校の委託においても同様のやり方によって行っているわけでございまして、それを幼保園でも基本的には下敷きにしております。ただし、対象の年齢が違いますので、献立の中身は当然変わってくる

ということです。

また、委託に伴い、非常勤栄養士を配置するということを考えてございます。委託の内容の水準確保の点については、そこでも答えておりますけれども、保育園と同程度またはそれ以上の水準の確保を目指すということです。

最後に、（仮称）四谷子ども園を認定子ども園とすることを検討しておりますということをお答えしております。

次に、2ページの下の方に一般質問で、スポーツセンターとコズミックスポーツセンターの利用改善についての質問を受けております。

これは、要はどうしてこういうことを質問されているのかというと、指定管理者に移行して新宿スポーツセンターは東宝サービスセンターグループが指定管理者になっています。コズミックスポーツセンターは生涯学習財団が指定管理者になって、今までの管理の仕方と変わっていると。利用の仕方、周知の仕方等についても今までと違うというようなことが、御質問が出てくる背景としてあります。それに対する答えです。

3ページ目の方になりますけれども、答弁の方で、運営会議について答えてはいますが、これは要するに、区と指定管理者と運営会議を、打ち合わせを行っているわけですが、今回、指定管理者がそれぞれの施設で別々になったことによって、お互いの施設の状況などを、すり合わせというか、そういう協議をする必要があるのではないかという質問者に対して、ここで言っているスポーツセンター、コズミックスポーツセンター、区の三者による協議についても必要に応じて実施していきますというふうに答えています。

それと、（2）の事業周知の不足などについて言われていますので、制度導入直後のことであり、指定管理者も試行錯誤の中で運営してきている面もあるが、改善すべき点については協議していきますと、当然のことを答えているわけです。

7月から、これは指定管理者制度については既に4月からスタートしていますが、料金が変わるのが、実は7月からというようなこととして、7月からの利用区分、利用料金等の変更については、両施設とも広報紙等により、区民・利用者へ十分周知していくよう、各指定管理者に指導していくと、そういうふうに答えています。

それと、プリペイドカードの廃止についてということで、プリペイドカードは、今回指定管理者に以降したことによって、一度廃止させていただきました。そのことについて質問されているわけですが、プリペイドカードの一部で回数券への引き換えができないカードが生じてしまったと。これは随分時間をかけて周知してきた話なんですけれども、それについて



質問を受けています。プリペイドカードの廃止については、昨年の7月5日以降、長期にわたり券売機への掲示、「Oh!レガス」、区広報等により繰り返しお知らせしてきました。したがって、回数券への引き換えは御容赦いただいていると。そういうことをお答えしています。

それと、使用料金というか利用料の減免について質問を受けておりますので、それと、今の料金設定について聞かれています。今の料金設定については、現在のところは妥当な設定だと考えていると答えています。今後は、スポーツ、健康づくりなどにおいて、利用者ニーズにあったプログラムの提供を行う中で、より多くの区民の参加を図っていくと。

それと、障害者の利用について聞かれておまして、今後とも多くの障害者の方がスポーツを楽しめるよう、減免の件も含めて指定管理者と協議していくと、そういうふうにお答えしています。

3ページ目の中段以降ですけれども、新宿区議会公明党の代表質問です。

これは、落合文士村の整備充実について。落合文士村と、そういうふうに言われている地域があるようでして、それについて関連しての御質問です。

佐伯祐三と中村つねのアトリエの保存をすべきではという質問に対しまして、中村つねのアトリエは個人の所有となっているが、現在、所有者の方と接触を持ち、建物の老朽化の問題も含めた現状について調整がつき次第調査を行う予定であると。佐伯祐三については、ご存知のとおり公園の中に保存してあるわけです。大分老朽化していますけれども。

それと、次に食育推進計画の策定についてということで、これについては、確かな学力の育成のリーフレットの中でも、「早寝早起き朝ごはん」というような趣旨のことを書いてあります。心身ともに健全な生活習慣を身につけるために、朝食をしっかりと食べることを重要な家庭へのメッセージという形で示させていただいている、このような答弁をさせていただきます。

4ページ目でございますけれども、自由民主党新宿区議会議員団、これは代表質問の方は教育委員会には聞かれておりませんで、一般質問の方で子どもの安全対策ということで、かなりいろいろと聞かれております。防犯ブザー、防犯カメラ、子供の防犯能力、そういった御質問です。

防犯ブザーについては、これはもう既に配付しているわけですがけれども、3年間ですべての児童・生徒のブザーを更新できるようにしていると。というのも、なくしたり故障が多かったりというようなことがありまして、3年で更新するというのは、要するに小学校1年に

入るときに配ります。4年生になったときにまた全部配ります。中学1年でまた配りますと。こういうことで、大体耐用年数が3年程度だろうという想定で配付しているわけです。

次に、今度防犯カメラを入れることになったんですけれども、従来も、今までというか去年ですけれども、モニター付きのインターホン、オートロックを入れさせていただきました。それと、非常通報装置なんかも入ってまして、今回防犯カメラを各学校に入れることによって、ハード面での安全対策というか、それはこれで一定の水準にはなっただろうというふうに思います。

防犯カメラについても、既存の設備と組み合わせることによって、特に抑止効果や緊急時の迅速な対応等の面から、より積極的に施設の安全性を高め、児童・生徒の安全・安心を保障していきたいと考えています。ただ、防犯カメラを入れたことによって、今度は開かれた学校との関連とかプライバシーの問題とか、そういった面での留意事項が出てきています。設置に当たっては、広く地域に開かれた学校を基本にしながらも、運用の面でプライバシー保護には十分配慮しつつ安全な学校を目指す。

それと、子どもの危機回避能力だとか危険予知能力のことについて聞かれていますので、そこに大声を出すとか逃げるだとか地域安全マップづくりだとか、そういった今までも答えていますけれども、そういう答弁をしています。

5ページ目の方で、子どもを被害者にも加害者にもさせないためにということで、生命尊重の教育の充実だとか、学校・保護者・地域の連携による健全育成が大切だとか、こういったことも今までも答えているんですけれども、お答え申し上げております。

5ページ目の中ほどに、新宿区議会無所属クラブ代表質問です。

新宿区のアイデンティティー、新宿らしさ、新宿区を愛する教育は学校でどういう取り組みをなされているのかというようなことを聞かれておりまして、答えといたしましては、副読本をつくっています。これは、学校の先生と教育委員会で作った副読本が、小・中それぞれありまして、区独自の副読本をもとに、小学校では3、4年生、中学校では1年生で、主に社会科の時間で取り組んでおります。副読本の内容としては、新宿区の歴史や町の特徴について紹介をしていると、そういうことを答えています。

一般質問で、特別支援教育ということで、これもかなり詳細な質問を受けました。区費非常勤講師の特別支援教育における役割と、特別支援教育コーディネーター育成への取り組み。あと、個別の教育支援計画への取り組み、区内にある大学との連携等の御質問です。答えといたしまして、5ページ目の下の方に書いてありますけれども、確かな学力推進員もこうい

う特別支援教育だとか、そういったことについても想定の範囲の中の1つでございまして、そういった使い方もできるだろうと。それと、各学校で、今年度から特別支援教育コーディネーターを学校ごとに指名しております。

それと、6ページ目でございますが、特別支援の校内委員会、そして先ほど申し上げたコーディネーター、区費講師、そういったものが組織的に対応していくんだというようなことを言っていて、教育委員会を中心に特別支援教育推進協議会を立ち上げ、今後も各学校の特別支援計画を支援していくと。特別支援教育推進協議会というのは、今回、多分対外的には初めてこういう言葉を使っていると思いますけれども、そんな大げさなものではないんですが、こういう取り組みをしていこうというふうに考えています。

それと、質問の中で言っている個別計画ということなんですけれども、(2)の部分で、今年度から区立養護学校及び心身障害学級で個別の教育支援計画を作成しています。今後は通級学級も含め、通常学級に在籍する支援の必要な児童・生徒についても作成する方向で検討していくと。計画の作成には、学齢前施設等、発達支援センターとかもできましたので、そういった方からも情報がもらえればというふうに思っています。ただ、この問題で難しいのは、プライバシーの問題とか、あと保護者の同意というようなことが一方ではありまして、特別支援計画、個別計画を、こちらとしてはそういったものが必要だと思っておりますけれども、保護者の理解がないとなかなか進まない面もございまして。それと、関係者が集まる支援会議を設けることも検討していますと。

区内大学との連携の部分では、今まで主にボランティアという位置づけで来てもらっているんですけれども、確かに単位認定とかそういった面でそういうことができれば、双方にとってメリットがあるだろうというようなこともあります。今後は大学側のニーズや各小・中学校や幼稚園の現状を十分に把握した上で、大学との連携を深め、双方にとって効果的な事業として進めていくことが大切であるというふうに答えています。

6ページ目の中段以降ですけれども、民主党新宿区議会議員団の代表質問で、これも愛国心です。愛国心の評価。それと、今生きている人の手本を紹介するような新宿区としての取り組みというようなことも聞かれておりまして、縷々お答えしております。内心に立ち入って評価することは適切でないとかそういったことも、また答えております。教育委員会としては、ただ、学習指導要領に基づき、適切な教育活動を推進するというお答えもしています。

それと、子どもの豊かな心情を育むには、先人の働きだけではなくて、今行動している人の活動や生き方を紹介することも必要である。このことは子どもたちの人格形成や今後の生

き方を学ぶ機会として極めて有効である。質問に沿うような形でお答えしています。

7ページ目ですけれども、社会新宿区議会議員団代表質問で、子どもたちの安全について、防犯カメラの導入に関して。ただ、この質問はどちらかと言うとモニターをどういうふうに位置づけるのかとか、その運用と責任はどうするのかという、そういった視点での御質問です。

中ほどに答えが書いてありますけれども、学校への設置及び運用に当たっては、現状の職員体制のもとで防犯用危機が最大限の効課を発揮できるよう、モニター確認から行動にいたる緊急時対応の訓練の充実や運用マニュアルの整備等、学校の危機管理体制を整備していく、こういうふうに答えています。それと、下の方で、各学校での通学路の危険箇所の点検、安全マップづくり、セーフティ教室、今まででもいろいろと答えているような部分もありますけれども、地域の見守り体制、そういったことをお答えしています。

それと、下の方に「確かな学力育成」の取り組みについてという質問がありまして、ゆとり教育のどこが問題だったんだ、何を改善しなくてはならないのか。それと確かな学力育成のための三本柱を出しましたけれども、それについて、取り組みをどういうふうに評価しているのかと。8ページ目の方ですけれども、あと、授業日数のあり方だとか、教え上手な先生あり方検討会の進捗状況について聞かれております。

答えですけれども、現行の学習指導要領が平成14年度から実施されて、いわゆるゆとり教育という言い方をされているわけですが、文科省自体はゆとり教育の見直しということは言っていないんですね。そういう言葉は使っていません。ただ、言っていることが、14年度から実施された学習指導要領は、ゆとりの中で基礎・基本を確実に身につけ、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」を育成することを主な目的として、そのねらいが必ずしも十分に達成できていないという言い方は確かにしているんです。それで、区の教育委員会といたしましては、現行の学習指導要領の一定の成果は認識しつつ、その上で「確かな学力」を育成しなければならないと強く感じていると。そこで、本年度より「確かな学力の育成」についての取り組みを、年間を見通した教育活動の中で重点的に行っていくというふうに答えています。

それと、中段以降ですけれども、もう既に取り組みを始めていますので、全校に配置した区費講師は、主に少人数学習等のきめ細かな指導で配置したりしているわけです。それと、夏休みを短縮して増加した授業日数をもとに、年間の教育活動の見直しを行い、基礎・基本の定着の時間を設定したり、これまでできなかった家庭教育との連携を重視した家庭訪問を

実施したりしていると。それと、教員の授業力向上では、2年目、3年目のこれからの教育を担う教員を中心に、教職経験豊かな授業改善推進員が実際の授業を観察し、指導法の工夫等について綿密な育成を行っている、このように答えています。ただ、その検証がどうかということが、これから大きな問題になってまいりますので、今後はこの取り組みについての、子ども・保護者・教員・地域の方からの意識調査を実施する予定だと。それと、確かな学力の育成のための特色ある教育活動の実態調査を行い、より詳細にその取り組みの検証を進める予定であると。

それと、30人学級のことについて言われていますので、これについては一概に30人以下学級が効果的とは言いきれないという、そういうことも言っています。

9ページ目でございますけれども、これからの話なんですけれども、今後も学習指導要領の改訂等の動きもありまして、そういった動きを見ながら、新宿区の現状を十分踏まえて、年間授業日数についても、今後まだふやしていくつもりがあるのかとか、そういうことも聞かれていますので、その辺について研究していくというふうにお答えしています。

それと、教え上手な先生あり方検討会については、これから審議経過報告について報告事項に後ほど出てまいります。それについて答えています。

最後に、新宿区議会花マルクラブの代表質問なんですけれども、ことぶき館、社会教育会館の目的と統廃合。社会教育会館の目的と事業はどのようなものなのか、そのような事業を展開するために、職員はどのような意識・使命感を持って仕事に従事する必要があるのかという、こういう質問が出ています。これにつきましては、社教会館の目的を改めてそこで述べさせていただきまして、そういう課題意識の中で職員の育成も行っているというような、そういう答弁をさせていただいております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

教育環境整備課長 それでは、お手元の津久戸小学校耐震補強工事について御説明いたしたいと思います。

津久戸小学校の耐震補強工事につきましては、今年度に入りまして、詳細な耐震補強設計を行ったところでございます。その結果、他校に比べ補強すべき箇所、これが非常に多いという結果になってございます。その後ろに、さらにということでございますけれども、基本的に教育委員会といたしましては、授業に支障を及ぼす大きな音の出る工事、あるいは大型重機が校庭に入る工事、こういった工事につきましては、学校運営上の理由から、原則として夏休みに実施するというのを他校でも行ってございます。

全工事量、あるいは今申し上げました時間的制約がございます夏休み期間中の工事量、こういったものから、工事実施の困難さを伴うことが予想されたわけですが、学校が一次避難所であると、また、減災社会への対応ということで区が前倒しで取り組んでいるということをかんがみまして、18年度工事ということで入札を実施いたしました。その結果、残念ながら7社全社が辞退する結果となったということでございます。この結果を踏まえまして、記書き以降のように計画を変更させていただきたいということでございます。

入札の結果によりまして、単年度での耐震補強工事完了は難しいということが実証されましたので、本年度は工事量を精査した上で一部の耐震工事を実施いたしまして、19年度に耐震補強工事を完了するという方向で臨みたいと考えております。

で、変更前ということで、校舎棟と屋内運動場等の耐震補強工事、これを予定では18年度夏休み工事を中心として、今年度行う予定でございました。それが、先に申し上げました理由によりまして、の変更後でございます。18年度につきましては、屋内運動場の耐震補強工事、この部分を完了させたいと。これについては、19年度に校舎棟の全面的な補強工事が入りますので、校庭の使用が一部制約されるということがございますので、その辺を考慮した結果でございます。2として校庭への通路工事。その他、若干一部地下補強工事、これらを実施したい。これらの1、2、3の工事につきまして、8月中旬の夏休み工事を中心に施工していきたいと。

そして、19年につきましては、残された校舎棟の耐震補強工事を実施したいと。当然のことながら、夏休み工事を中心として行うということでございます。

引き続きまして、第3回西戸山中学校統合協議会の件でございます。

第3回につきましては、6月15日に行ってございます。出席者についてはごらんのとおりでございます。

4の開催内容の(3)議事のところをごらんいただきたいと思います。で新校の校名についてでございます。これにつきましては、広く地域住民、あるいは生徒・保護者、こういった方々を対象に公募で決定いたしまして、それを協議会で最後に決定するというのを、一応合意を見てございます。

それと、の新校のビジョン・コンセプトの検討ということで、こちらでは校庭面積の確保、あるいは小・中連携、こういったさまざまな分野がございましたが、具体的に、次回以降もうちょっとテーマを絞って検討していくという結果になってございます。

1枚おめくりいただきまして、冒頭、安全部会からの報告がございましたので、そちらの

方をごらんいただきたいと思います。安全に関する専門部会報告というペーパーの中ほど2の部会協議事項というところでございます。黒丸で通学手段の確保となっております。ここで、路線バスの確認事項ということで、小滝橋車庫から高田馬場に向かうバスで、高田馬場で一度、乗客が降ろされるバスが通っております。そのバスを、高田馬場始発から、要は諏訪通りに入りまして、コスミックセンターの前まで乗車できるように通し運行できないかということで、東京都の方に要望を出しております。これについては、矢印のところにございますとおり、通し運行については検討するという前向きな回答を得てございます。実施見込み時期につきましては、19年4月からということでございます。あわせて、学バス扱いにならないかというような協議会の方の要望がございましたが、この件につきましては、学バスの指定はできないという回答を得てございます。

それと、のスクールバスにつきましては、近隣にある高校、あるいは大学にスクールバス等があれば、それを貸していただきたいみたいな話がありました。これにつきましては、基本的には所有するバスはないということでございます。

裏面にいきまして、次に通学路の安全対策ということでございます。こちらでガード対策と、といたしまして、指定車両以外通行止めというところでございます。星印のところの諏訪通りガード下というところがございます。これは御案内のとおり、18年4月にJRの事故がございました。山手線の事故です。この事故によりまして、若干工事のおくれがあるということで、当初、ガード下に仮設道路を引きまして、生徒の安全を確保するという手段を取られる予定でございましたが、その措置が、若干6カ月ほど先送りになっているということをお報告させていただいております。それに伴いまして、どうすれば安全に諏訪通りのガードを通学できるかということを継続して検討していくということでございます。

それと、最後に、右側に、その次のページでございますが、要望書まとめという一覧がございます。これについては3月7日に統合合意を受けた際に、要望書として添付されたものについて回答したものでございます。御参考までにごらんいただければと思います。

以上でございます。

生涯学習振興課長 続きまして、私の方から、北新宿社会教育会館耐震補強工事について御報告いたします。

1、工事期間。これは予定でございます。ことしの11月1日から12月20日までの予定でございます。

2、工事箇所。北新宿社会教育会館2階レクリエーションホールでございます。この施設

は合築施設ですので、ほかに1階に北新宿第二保育園がございます。この部分も一部工事を行います。

3、施設貸出し休止についてです。工事期間中、レクリエーションホールへの立ち入りは禁止のため、レクリエーションホールに限って貸し出しを休止いたします。

4、周知方法です。広報8月5日号に掲載予定でございます。さらに(2)、10月分の施設利用一斉受付日、これが7月22日でございます。このときに登録団体に周知をいたします。

続きまして、西戸山社会教育会館のアスベスト除去工事の実施についてでございます。

1、工事及び休館期間です。ことしの8月7日月曜から8日火曜日まで、2日間でございます。

工事箇所は、玄関前のポーチ天井、約11平方メートルでございます。

3、休館理由は、工事をしますので、施設利用者の安全を期するために、当然休館をするということでございます。

4、周知方法ですが、これは既に7月5日号の広報で周知しております。さらに、5月27日に登録団体に周知をしております。

続きまして、指定管理者の事業計画書についてでございます。これは大部のもので、はしょって御説明をさせていただきます。

4月1日から7種類の施設が指定管理者になっております。7月1日から利用時間の延長及び利用区分、利用料金の変更などがございました。そこで、新たに年間事業計画書を作成しましたので、ここに御報告いたします。

ページをめくっていただきまして、まず最初に、新宿スポーツセンター平成18年度事業計画書がございます。これは、東宝サービスセンターグループが指定管理者となっております。目次がありまして、目次の次の2ページ目に1番として収支計画が載っております。3ページ目に2として施設運営の基本事項ということがございます。その(1)のところに利用時間ということで、通常月が午前9時から午後10時ということで、6月30日までは午後9時まででしたが、7月以降は午後10時まで延長ということがございます。さらに、スポーツセンターの方は、7月、8月に限ってですが、朝の時間、午前7時からということで、朝2時間早めに利用時間がなっているということでございます。

続きまして、利用区分及び利用料金等が4ページ目、5ページ目、6ページ目という形で載っております。7ページ目ですが、3番、運営組織体制が記載されてございます。続きまして、8ページ目に4として運営業務計画、これが記載されております。それから、飛びま



して10ページ目に としてスポーツ教室事業の実施内容ということで、多彩な事業が、ここで一覧として載っております。それが10ページ、11ページ、12ページ、13ページ、14ページまで事業が載っております。

15ページ目(3)、これは自主事業ということでございます。これは、3月までにはなかったもので、4月以降に自主事業として新たに加わったものでございます。 としてレンタル事業、 として貸しロッカー事業、 ケアルーム事業、これはマッサージルームということでございます。16ページ目に としてレストラン事業、それから として自動販売機事業、17ページ目に としてイベント事業、これらが付け加わってございます。

続きまして、18ページ目に維持管理業務計画ということで、1年間の定期点検、整備業務等が一覧表として載っております。19ページ目に6として経営管理計画というものが載っております。

以上が新宿スポーツセンターの事業計画でございます。

続きまして、平成18年度新宿コスミックスポーツセンター事業計画書等がございます。これ以下の施設は、すべて生涯学習財団が指定管理者となっておりますので、このコスミックスポーツセンター、これを代表して簡単に御説明をさせていただきます。

目次をめくっていただいて、ちょっと横書きになっておりますが、1ページ目に、事業計画書の基本的な方針というのが出ております。No.1として、コスミックスポーツセンター管理運営における基本方針というものがございます。コスミックスポーツセンター、いわゆる財団の方の関係では、指定管理者としての顔と公益法人としての顔、この2つの役割、顔を持っております。指定管理者の部分というのは、大雑把に言えばハード面の方の担当でございます。それは、この事業計画書に基本的に載っております。ただし、財団としては、公益法人の役割を持っております。それは、主としてソフト面ということでございます。その辺、ハードとソフトというのは、当然不可分でございますので、この事業計画書の中にも随時、このソフト面、公益法人の部分も記載してございます。

それで、2番ですが、管理運営の基本方針として、公益事業実施場所としての積極的活用を行う。それから、協働・生涯学習活動の核という施設目的の実現を行うとなっております。それから、区民の生涯学習活動を支援するためのサービス提供、利便性向上、有効活用を図るということ。それから、コスミックスポーツセンターにおきましては、大久保スポーツプラザとの一体管理による事務の効率化、経費節減を行うということになっております。

続きまして、4ページ目には、平成18年度の施設設備、定期点検等の予定表、これも1年

間の計画ということで載ってございます。

ページをめくっていただきまして、5ページ目には、事業計画書のNo. 2ということで、各施設の利用区分、利用料金の基本的考え方について載っております。ここに、利用時間の延長、利用区分、利用料金の変更等が記載されてございます。詳しいものはその後に載っていきまして、飛びまして10ページ目に、事業計画書のNo. 3ということで、新宿区の生涯学習活動の普及、振興を図るための基本的考え方ということがございます。ここがソフト面の、いわゆる公益法人事業のところと関連するところでございますので、その辺も記載されております。指定管理者としては活動場所の提供ということで、公益法人事業を支えていくという形になっております。続きまして、12ページの方に、事業計画書のNo. 4ということで、人員配置計画及び職員体制について記載されてございます。次のページ、13ページに、事業計画書のNo. 5ということで、新宿コズミックスポーツセンターの収支計画について記載されてございます。

その後の施設については、このコズミックスポーツセンターと同様なスタイルで生涯学習財団として事業計画書を作成しておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

教育指導課長 それでは、教え上手な先生あり方検討会の審議経過について報告をさせていただきます。

年間授業日数の拡充に加えて、教え上手な先生の指導のあり方、教員の養成について、今回、中間報告をまとめましたので、本日は、その報告書の冊子を御用意させていただいております。

これまで、夏休みの短縮に伴う授業日数の拡充については、昨年度、一定の方向性を出したところでありますが、その後、教え上手な先生の指導のあり方について、今回のものはその中間報告をまとめてございます。

例えば、指導のあり方については27ページをごらんいただくと、本書の特徴が比較的わかりやすいのではないかと思います。幼稚園、小学校、中学校のそれぞれの校種ごとに、教え上手な先生のあり方についての構成要素、そして、その具体例を示しております。あくまで中間報告でありますので、これをさらに検討委員会で議論し、あるいは学校現場に投げかけさせていただいて御意見などを聞きながら、新宿区の教師として、教え上手な先生とはいかにあるべきなのか、そのようなことを今後まとめてまいりたいと思っております。審議途中なので、何とか今後よりよい報告ができるようにして、学校現場で活用いただける答申を

出したいと、このように考えております。

今年度の活動は、7月10日月曜日から始まります。今回は参考として、要綱と検討会の委員名簿を配付してございますので、あわせてごらんいただきとう存じます。

次に、平成17年度の学力調査の分析でございます。実施年月日は今年1月17日火曜日、昨年度になるわけですが、実施し、公表がマスコミ等でも6月8日に行われたものでございますが、少々、電算で打ち出して細かくて見にくい部分もあろうかと思いますが、ポイントについて述べさせていただきます。

まず、小学校についてでございますが、国語について。書く能力が全都的に低く、新宿においても同様の傾向が見られます。昨年より6ポイントほど低下しております。平均正答率は73.5なので、指導はおおむね満足できるものと言えます。

算数についてです。数学的な考え方の平均正答率が全都的に低く、新宿においても51.5と低うございます。さらに、昨年より16ポイントの低下があり、一層の指導の充実が求められます。

社会についてですが、知識・理解が、都の平均よりも残念ながら1.8ポイント低く、75.5でございます。指導の改善が必要と受けとめてございます。さらに、昨年度より3ポイントほど下回っていることも課題であると思えます。

理科について。科学的思考の平均正答率は70で、都の平均を1.3ポイント上回っているものの、ほかの観点より約9ポイント下回っております。科学的思考力を伸ばす指導の改善が望まれます。

全体的に総括としまして、小学校においては、どの教科においても平均正答率75ポイント以上なので、おおむね満足できるものでございますが、関心・意欲・態度が都の平均と同等、あるいは下回っている教科がございます。数値的には85から96.8と高い数値でございますので、その点についての問題は少ないと考えます。しかし、算数や理科に見られる思考力に関する観点が低いことから、思考力の育成には課題が残っていると受けとめてございます。

次に、中学校について申し上げます。

国語についてですが、すべての観面で、都の平均を上回っております。しかし、読む能力において、平均正答率が69.6と、70を下回っていることと、昨年度より10ポイント下回っていることから、指導の改善は必要であると受けとめてございます。

数学について。国語同様すべての観面で、都の平均を上回っております。数学的な考え方が68.4と、70を下回っておりますが、小学校の同観点の数値から比較し、17ポイント上回っ

ていることから、指導の充実がうかがえます。

英語についてですが、どの観点も都の平均を上回っております。表現の能力、理解の能力がそれぞれ68.7、69.9と、70を下回っておりますので、指導の改善が必要です。

社会科について。どの観点も都の平均を上回っております。また、どの観点も70を上回っており、さらに昨年度よりも上回っていることから、指導の成果が現れていると受けとめてございます。

理科についてですが、どの観点も都の平均を上回っております。特に科学的思考や、技能・表現は、それぞれ79.8。ちなみに都は77.5。新宿区において74.3が都において71.8と、2ポイント以上上回っていることから、昨年の数値は68.8でしたが、それよりも10ポイント以上上回っていることから、指導の充実がうかがえます。

総括としまして、どの教科においても都の平均を上回っております。また、数学、社会、理科において、昨年度の平均より上回っております。今以上の伸張を図るためには、一層の指導法の改善は望まれますが、現行でおおむね満足できるものと受けとめてございます。

なお、こうした学力調査の分析を基にしまして、今回、調査対象となった教科以外も含めて、平成18年8月22日を一応の目途としまして、各学校には、授業改善推進プランの作成をお願いしてございます。また、平成19年1月16日火曜日には、今年度の調査を行う予定になっております。

次に、警察と学校の相互連絡制度について御報告申し上げます。

昨年、警察と学校との相互連絡制度のガイドライン等を定めて、それぞれ教育委員会にはまとめて御報告することになっておりましたので、その報告とさせていただきます。

昨年度の方が1点と、近々個人情報審議会がございしますが、そこに御報告する旨と合わせて2点、本日は御連絡をさせていただきます。

まず、第1点目であります。昨年度は警察と学校の運用状況については、警察から学校についてはゼロ件です。学校から警察については1件ございました。内容については、連絡は9月。連絡学校は中学校。連絡の内容は、生徒の氏名、性別、年齢、学年、電話番号、保護者名、事案の概要です。報告した事案については、万引きでございました。警察へ連絡した該当理由については、校長が警察に連絡することが特に必要と判断する問題行動であったからです。それはどのようなことかと申しますと、万引きのほかにも卒業生との深夜徘徊等、要注意の生徒だったため、警察との連絡が必要でございました。連絡後の関係生徒の状況でありますけれども、この件については2人の生徒でございましたが、保護者からも厳しく諭

され、現在は改善に向かっております。

個人情報保護との関連でありますけれども、ガイドラインに基づき、本人及び保護者に事前に知らせ、同意を得てのことでございます。これが1点目でございます。

2点目については、本日ここで御報告させていただいた後、個人情報保護審議会に、昨年度の運用状況も含めて報告しますが、学校から警察へ連絡として1件ございます。すでに連絡しているわけですが、連絡日は6月でございました。校種は中学校であります。該当の事由は、学校だけでは解決が難しく、警察の対応が必要な問題行動であります。被害者となったりすることを防ぐために、警察の協力が必要と判断しております。該当する生徒は中学校の女子生徒。連絡の概要ですけれども、ここ、急に欠席がふえていること、ここ何カ月か本人と保護者ともに電話連絡がとれない状況であること。渋谷方面で深夜徘徊を繰り返しているおそれがあること。そのほか、不純異性交遊のおそれがあると考えられること等を含めて、個人情報保護との関連におきまして、本人及び保護者の所在もつかめず、緊急性を要しましたので、同意は得ておりませんが、連絡をとらせていただいております。サポートチームを立ち上げて、組織的に対応しているところでございます。

以上でございます。

内藤委員長 報告9までで報告は終わりですね。

説明が終わりました。では、さかのぼって報告1について御質疑のある方はどうぞ。

区議会の質疑ですね。

報告1、区議会定例会における質疑、答弁について御質問のある方はどうぞ。

どうぞ。

櫻井委員 参考に、ちょっと伺いたいんですけども。

家庭訪問のことが出てきましたけれども、新宿区では、今までは家庭訪問というのは休んでいたというか、やっていないんでしょうか。

教育指導課長 家庭訪問は、現行でやっている学校とやっていない学校と、それぞれ学校の状況、子どもたちの状況に応じて実施状況は異なります。なお、夏季休業の短縮に伴う授業日数の拡充に伴いまして、元来、やりたくてもできない状況があったところを、今年度においては復活したという学校の報告も得ておりますので、それもまたまとめて後日御報告できると思っておりますが、今年度になりまして増加傾向にあると受けとめてございます。

内藤委員長 報告1について、よろしいですか。

では、ほかに御質問がなければ、次に報告2、津久戸小学校耐震補強工事について、御質

疑のある方はどうぞ。

これも、そう質問のしようがないという感じだね。一遍にやろうと思ったら、引き受ける事業者がなかったということでしょう。

櫻井委員 ただ、どこかの学校で、工事中に漏れて被害が出たことがありますね。十分よろしく願います。

これは耐震補強工事でしたね。すみません。

内藤委員長 はい、これは耐震補強工事ですね。アスベストもどこかにあったよね。

報告2、津久戸小学校耐震補強工事について、よろしいですか。御意見、御質疑ありませんか。

では、ほかに御質問がなければ、次に報告3、西戸山地区中学校統合協議について、御質疑のある方はどうぞお願いします。

よろしいでしょうか。

確かに、バスが小滝橋方向から来て高田馬場で一遍降ろされてしまって、あそこから歩くというのはちょっと距離がありますかね。もう一遍バスに乗るとするのは、それは確かに不便なので、これは通し運行をしてもらえるようになったらいいと思いますね。

では、今度は、ほかに御質疑がなければ、次に報告4、北新宿社会教育会館、これも耐震補強工事について、御質疑があればどうぞ。

これもよろしいですね。

ほかに御質問がなければ、次に報告5、西戸山社会教育会館アスベスト除去工事の実施について。

これもよろしいですね。

ほかに御質問がなければ、次に報告6、指定管理者からの事業計画書の提出について、御質疑のある方はどうぞ。

これは、とりわけ収支計画表などはこの通りにいくのかどうかということは、実際に1年たってみて検討を要することは多いと思いますが、とりあえずはよろしいでしょうか。事業計画書、御質問がなければ、よろしいですか。

では、報告7、確かな学力審議経過報告について。

これも、ちょっとゆっくり読ませてもらって、ゆっくり検討したいと思います。

特に、ただいま御質疑、御意見がなければ、よろしいですか。

報告8、東京都における平成17年度児童・生徒の学力向上を図るための、要するにテスト

の結果報告。

これは、指導課長の報告で、まあそう大きな問題はないというふうに伺いましたけれども、私は、やはり前年度比というんでしょうか、あるいはもうちょっと、3年とか4年とかの流れというのは、非常に必要だと思うんですよね。つまり、全体として横ばいであるのか、徐々に向上が見られるのかという、そのところが、新宿区の学校教育のあれをはかるメルクマールだと思うので、前年度比はもちろん、数年間の流れというものを、いずれ何かのときに資料として出していただければと思います。

教育指導課長 ただいま委員長が御指摘のとおり、数年の経過を、いわゆる前年度比だけではなく、長く、そういう経過を含めた分析を含めて、子どもたちの学力向上に努めるよう努力してまいりたいと思います。

内藤委員長 確か平成19年7月頃でしたか、全国一斉というのを、文部科学省が音頭をとってやるというのがありますからね。

教育指導課長 4月でございます。

内藤委員長 はい。まあ一つのね。しかし、これは難しいね。テスト結果というのは、やはり学校教育の一種の徹底度と言うんでしょうか、をはかる一つの物差しであることは間違いないと思いますので、データをいかにうまく使うかということだと思います。

ほかに御意見、御質疑ありませんか。

では、ほかに御質問がなければ、次に報告9、これは口頭ですが、警察と学校の相互連絡制度について。

櫻井委員 2件ともなんですが、学校から警察に言いますね、そうすると警察としては、具体的にはどういう対処をしてくれるんでしょうか。

教育指導課長 やはり、学校は捜査権がないわけですがけれども、警察はその点についてございます。しかし、子どもが警察と連絡をとるときというのは、いわゆる警察の少年係と連携をとりあっているわけですがけれども。少年係は、もちろん犯罪に対しての捜査とかそういうことはしますけれども、あくまで健全育成を基本として考えていくわけですがけれども、そうした視点と、当然、学校では調べ切れない部分について調べてくれますので、実際には、具体的には本人や保護者の方をお呼びして、呼べる場合ですね、しっかりとした法的な視点からご指導いただけると。なかなか学校がその部分に立ち入って指導するというのは難しい部分もありますので、そうしたこと。あるいは、その事件の背後の関係性などで、関連した方たちを調べるというようなことができるわけです。それから、本日お話ししたことは、事案が

他区にまたがっていますから、いわゆる所轄が違ってしまいますから、そうした警察相互での内部での連携を広域に広げて、適切に事実関係を確認していただけるというようなところで、やはり学校の限界を超えて捜査したり、指導助言していただけると。状況によってはもちろん、少年センターとか児童センターとか、そうしたところとも緊密な連携をとるのが、やはり警察の方が慣れているという部分もありますので、円滑、速やかにいくということが多いと思います。

内藤委員長 この2件目の、これはたまたま女子生徒のようですけれども、これなんかは本  
当に、要するに行方不明なわけだからね。

教育指導課長 大変心配でございますけれども、連絡が今とれない状況でございます。

内藤委員長 わかりました。

ほかに御意見、御質問ございますか。

では、ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告10、その他となっておりますが、事務局  
から報告事項がありますか。

教育政策課長 ありません。

内藤委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

## 閉 会

内藤委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 3時54分閉会